

M S S A

一般社団法人 宮城県警備業協会
〒981-3105 仙台市泉区天神沢一丁目4番11号
Tel 022-371-0310 FAX 022-773-6466
info@mssa.jp
<http://www.mssa.jp>



令和7年9月4日

宮城県警備業協会 会員の皆様へ

協会加盟会員従業員に係る酒気帯び運転取締通報について（お願い）

宮城県警察本部交通企画課長から宮城県飲酒運転根絶に関する条例第11条第1項第3号の規定により、協会加盟会員会社の従業員が酒気帯び運転で検挙されたとの連絡がありました。

- 1 令和7年1月1日から同年3月31日までの間 1名（酒気帯び運転）
- 2 令和7年4月1日から同年6月30日までの間 1名（酒気帯び運転）

県民総ぐるみで飲酒運転根絶に取り組んでおりますので加盟会員の皆様のご協力をお願いいたします。

【職場における飲酒運転根絶対策の推進事例】

- 従業員によるグループ討議
 - 誓約書の提出
 - 視聴覚教材による教養
 - 就業規則の見直し
 - 飲酒運転根絶交通安全教室の開催
- 参考としてください。

一般社団法人宮城県警備業協会
専務理事 高橋 直嗣